

米国における制定法と判例法の関係について

萬澤陽子

I. 米国の制定法の特徴

連邦証券取引法制のなかでもっとも注目を集めてきたルールの一つである10b-5は、詐欺を禁ずる一般条項であり、具体的に、「欺罔のための策略・計略を使うこと」(“to employ any device, scheme, or artifice to defraud”)⁽¹⁾や「誰かに対して詐欺となる、あるいはなされるであろう行為・慣行・業務に従事すること」(“to engage in any act, practice, or course of business which operates or

would operate as a fraud or deceit upon any person”)を違法としている。これは、米国の証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934, 以下、取引所法) 一〇条(b)項をうけて、同条項の禁ずる、証券の売買に関連した「相場操縦的および詐欺的策略」の内容を明らかにするために作られたものである。この法では禁じられる対象が、詐欺の“device, scheme, or artifice”⁽²⁾又は詐欺となる“act, practice, or course of business”⁽³⁾とされているが、device の scheme⁽⁴⁾ や act の practice⁽⁵⁾ や course of business

の實際上指し示すものはそれぞれどう異なるのか、と疑問に思ったことはないだろうか。これらは、若干の相違はあってもそれぞれ非常に類似した文言といえる、それなのになぜ併記されているのか（こういう特徴は証券取引以外の法の条文でも見られる——例えば、「契約」を意味するところ^①、contract, covenant, promise, agreementといった文言が並べられていたりする——）、といった疑問である。

実は、英米法においては、このような疑問自体にあまり意味があるとはされない。なぜなら、議会は各文言がそれぞれのように異なっているかについて、ほとんど意を払っていないからである（異なった意味を持っていることさえ、それほど意識されていないとされる）。それなのに、なぜ、同じような文言を並べるのか。それは、一つには、英米法においては制定法の文言が狭く厳格に

解釈される傾向があることが挙げられる。すなわち、裁判所がいかに制定法を狭く厳格に解しても、法の目的が達成されるように、同じことを意味する文言でも繰り返し書くということが行われるのである。^②

II. 厳格な解釈の背後にあるもの

制定法に対する厳格な解釈の背後には、英米法が判例法主義をとっていること、及び法の実現を重視していることが大きく関係していると思われる。

(1) 判例法主義

米国にも、日本同様、制定法が数多くあり、その解釈を示す膨大な判例も存在するが、制定法と

判例法との関係は日米で異なっている。それは、一つは、日本は成文法主義で立法府の作る制定法が法とされているのに対し、米国は判例法主義をとっているからである。判例法主義とは、判例の集積が法であることを認め、裁判所が、立法府によって作られた制定法のみならず、判例法の中のある判例で述べられた法に基づいて、紛争を解決することができる、ということの意味する。もっとも、議会によって制定された法は判例法に優位する。しかし、制定法がないところについては判例に法源が求められ、裁判所は、先例（ときにそれは数百年前のものであったりする）から法を引く張って具体的事案に適用するのである（これがある人は、制定法が島であり判例法が海——島（制定法）があるところはそれが適用されるが、それ以外は海（判例法）が支配する——とたとえば（いる））。

(2) 法は実現されるべきという強い信念

米国では、権利や法の実現（エンフォースメント）が重視され、権利があるというためには、最終的には裁判所によってそれが実現できなければならぬと強く信じられている（このことを表した有名な格言が、*ubi jus ibi remedium*（権利あるところに救済あり：Where there is a right, there is a remedy）である）。実際、裁判所は時に「理論」を無視してでも、法の実現のために法令違反の被害者に実効的な救済を与え、将来の法令違反の抑止に必要な手段を講じてきた（これがある人は、「着ごこちのよい普段着のようなもの」——パーティ用のファンシーなドレスのような美しさはない（体系的には十分整っていない）が、普段の仕事のときにはとても使い勝手がよい、なぜなら、個々の事案の解決を重視し、有効な救済を与えることに十二分な配慮がなされるから——とた

とえている⁽³⁾。

すなわち、米国では、法の実現に対する強い信念の下、制定法の規定がなくても、裁判所が膨大な判例の中から法を抽出して、時に大胆な修正を加えることで、具体的な事案を解決できる環境にあったのである。制定法は、いわば、こうした伝統の上に、判例法を修正したい場合あるいは判例法の十分な積み重ねがない場合等に立法府が成立させてきたものと位置付けられ、その文言は必要以上に広く解されなかった。そのため議会は、制定法の意図を明確にするために、同じような意味を有する文言でも列挙することを行ってきたのである。

このような立法府の意図の限定的な解釈は、明文上文言が存在しない場合にも採られた。文言がないことから立法府は意図していなかったと解釈して否定されるということではなく、判例法を修

正しないという解釈が採られたのである。以下、証券取引を規制する二大立法である、証券法 (Securities Act of 1933) と取引所法を例に、見てみることにする。

Ⅲ. 立法府の意図が限定的に解釈

された例 — 黙示の訴訟原因 (implied cause of action) と付随的救済 (ancillary relief) —

(1) 黙示の訴訟原因 (implied cause of action)

証券法・取引所法には、民事責任を明示的に認めているルールと、認めていないルールが存在する。前者のルールとして、例えば証券法一二条(a) (2)が挙げられる。同条項は、重要な事実に関する不実記載又は不開示等を含む目論見書又は口頭の通信によって証券を売り付けた者は、一定の要件

のもと証券購入者に対して契約の取消か損害賠償の責任を負うと規定している。すなわち、証券を購入した投資家は、同条項に違反した者に対して、同条項を根拠に、訴えを提起することができるのである。これに対して、認めていないルールとは、既に出てきた10b-5のように、証券の売買に関して「欺罔のための策略・計略を使うこと」、「重要な事実の不実表示をすること」等は違法である、とする規定である。このルールのもとでは、仮に詐欺によって被害にあったとしても、このルールを根拠に訴えることは文言上できない。なぜなら、証券法一二条(a)(2)と異なり、被害者に対して救済を認めるようには規定されていないからである。しかし、裁判所は、こうした明文上民事責任を認めていないルールについても、認められて然るべきとして、それを読み込んで肯定する解釈を行ってきた。これが、黙示の訴訟原因

(implied cause of action) といわれるものである。10b-5について、それを認める試みが初めて成功したのは、10b-5が制定された直後の一九四六年の連邦地裁の *Kardon v. National Gypsum Co.* 判決 (69 F. Supp. 512 (E. D. Pen. 1946)) である (この判決は、裁判所が10b-5をインサイダー取引の事案に適用し責任を肯定した初めての事案 (73 F. Supp. 798 (E. D. Pen. 1947)) というのもあり大変有名である)。事実は、以下の通りである——X 親子 (原告、以下 X) と Y 兄弟 (被告、以下 Y) は、A 社と B 社の株式を四分の一ずつ保有し、かつ両社のオフィサー・取締役であったが、Y が X の有する A 社 B 社の全株式を約五〇万ドルで購入する際に、それ以前に Y が締結していた A 社の資産を C 社に高値で売却する契約について一切述べなかったことについて、X は、Y が重要な事実を開示せずに X の株式を購入したとし

て、一〇条(b)項およびX-10B-5(現10b-5以下同様)に基づいて訴訟を提起した——。

これに対して、裁判所は、Xの述べるYの行為がXによって責任を問うことができるものなのか、と問い、一〇条違反の結果損害を被った者が民事責任を問うことを明示的に認めた文言は制定法のどこにも存在しないことは事実であるとしながらも、不法行為法のリストイメント(アメリカ法律協会(American Law Institute)という、米国の法の簡明化等を目的として、一九二三年に創立された、法曹及び学者によって構成される団体が作成するもので、判例法を中心に発達した契約法や不法行為法、代理法等につき準則を条文の形にまとめた——すでに判例法で発達したルールを“re-state”(再び述べる)した——もの)を引用して、「禁じられた行為を行う、又は要求された行為を行わないことによって制定法に違反した

場合で、以下の(a)(b)を満たした時には、当該違反者は他の者の利益を侵害したことに於いて責任を負うことになる——(a)制定法の意図が専ら又は部分的にその他の者個人の利益を保護することである場合、(b)侵害された利益が制定法の保護しようとしたものである場合(69 F. Supp. at 513)。」と述べ、また、本件で民事責任を認めることは“*ubi jus ibi remedium* (権利あるところに救済あり)”の適用の結果として肯定されるべきとした。さらに、裁判所は、当該法令の違反によって被害を被った者に損害を回復する権利を与えないという判断を議会がしているとのYの主張に対しては、「[損害賠償を回復する]権利はあまりに根本的でかつ法に深く浸透したもののゆえ、それが明示的に否定されていない箇所では、その差し控える意図は非常に明確に表されていないなければならない(at 514)」、「…当該制定法の一般的な目的の観点

からは、民事責任の明示的な条項が単に存在しな
いだけで、一般法の含意するものを否定するの
には十分ではない (GITA) と述べたのである。

このように、民事責任を規定していない一〇条
(b) 項及び X-TORBS を使って提起された民事訴訟
において、裁判所は、リステイトメントや格言と
いった不法行為法の一般原則を基礎に、これらの
ルールを根拠にした民事責任を肯定することを認
めた。このことが議会の意図に反するという Y の
主張に対しては、判例法上確立した権利を否定し
たというためには議会のその旨の明確な意図が要
求されるところ、本件ではそれが認められない
(単に民事責任を規定する条文が存在しただけ
である) として、X に救済を認めたのであった。⁽⁴⁾

この判決で、立法府の意図が狭く解釈されてい
ることは、明らかであろう。民事責任を否定する
のなら、ただその規定を置かないだけではなく、

否定の意図を明らかにする必要があるとされたの
であるから。このことは、判例法で発展してきた
準則が基礎にあつて、その上に制定法がある英米
法において、制定法の文言に矛盾しない限り、
基礎にある法は生き続けているということ
を如実に表しているのである。

(2) 付随的救済 (ancillary relief)

付随的救済 (ancillary relief) とは、明文上は
認められないが、法の目的を実現するために (明
文で認められるものに) 付随的にエクイティの権
限の行使によって、認められる救済のことをいう
("ancillary" の "ancilla" とは "female servant" を意
味するラテン語であり付属物や補助物を意味す
る)。エクイティとは、英米法の歴史的淵源のう
ちコモン・ローと並ぶ重要なもので、中世におい
て、国王裁判所が運用したコモン・ローでは救済

が与えられないタイプの事件であっても、正義と公平の見地からは当然自分に救済が与えられて然るべきと考えた者が、国王のもとで統治作用の全面に渡って関与していた Lord Chancellor (大法官) に請願し、これを受けて大法官が事件ごとに

裁量で救済を与え、それが積み重なった結果で上がった独立の法体系である。すなわち、簡略化すると、国王の硬直的な法がコモン・ローであったのに対して、大法官の柔軟な法がエクイティだったということである。こうした二つの法がかつては並存したため、実体法上の権利として、コモン・ロー上の権利 (legal interest) とエクイティ上の権利 (equitable interest) という二種類の権利が一つの物に重疊的に成立しうるとされたし、救済もコモン・ロー上の救済 (legal remedy) とエクイティ上の救済 (equitable remedy) が存在し、両者の内容は全く異なるという状態が

存在した。一九世紀にコモン・ローとエクイティは融合したが、両者の觀念的な区別は現在でも根強く残っており、また、正義や公平を実現するために柔軟な解釈が要求されるとき、エクイティが持ち出されることになるのである。

付随的救済を裁判所に求めたのは、証券法・取引所法執行の重要な役割を担う主体である SEC (Securities and Exchange Commission、以下 SEC) であった。SECとは、取引所法によって、当該法を執行する機関として創設され、Washington D.C.にある本部を含めた全米各地に存在するオフィスに、およそ三五〇〇名のスタッフを抱える大きな組織である。法の執行を担当するのは執行部門であり、同部門は、さまざまなルートから収集される法令違反の嫌疑ある証拠に基づいて予備的調査を非公式に行い、さらなる調査が必要と思料される場合には、SECに正式調

査の開始を助言したり（正式調査では裁判所の令状を使って証人の出頭を強制することも可能となる）、さらに、SECに連邦裁判所に民事訴訟を提起すること又は行政法審判官（administrative law judge）のもと行政手続を開始することを助言したり、あるいはSECの代わりにその訴訟や手続を進行したりすることが認められている。

今日、SECには法を執行するための権限が多く認められているが、法の制定当初からそのような状況にあったわけではなかった。具体的には、現在SECは、民事訴訟において、injunction（この用語は、行為を禁ずるのみならず作為を命ずることも含むことから、本稿では「差止命令」ではなく「インジャンクション」と訳す）を請求することができる（取引所法二二条(d)項(1)、また法令等違反者に対して民事制裁金（civil penalty）や利益の吐出し（disgorgement）を求めること

ができる（同二二条(d)項(3)）。行政手続では、法令違反者に対して終局的または暫定的な排除措置命令（cease and desist orders）を発することができる（同二二C条）、また、一定の条件の下民事制裁金を課すこともできる上に（同二二B条(a)項）、これらの手続で利益の吐出しも命じることがができる（二二B条(e)項、二二C条(e)項）。しかし、一九九〇年以前（同年SECの法執行権限を格段に増強させたSecurities Law Enforcement Remedies and Penny Stock Reform Actが成立した）には、SECの執行にはインジャンクションを求める権限しか有効に機能するものはなかったとされている（ただしインサイダー取引については別の手当てがなされてきた）。しかし、このことはSECがインジャンクションしか裁判所に請求してこなかったことを意味しない。むしろ、SECは法を実現させるために実効的と思われる救

済を、法令に規定されていないにもかかわらず、求めて提訴してきたのである。これが付随的救済である。付随的救済には、さまざまな種類があるが、大きく言って、原状回復 (restitution) —— 具体的には利益の吐出し (disgorgement) ——、契約の解除 (rescission)、特定の任務を遂行するための者の選任——例えば、財産保全管理人 (receiver)、受任者 (trustee)、代理人 (special agent) 等の選任——に分けられる。こういった SEC の請求を、多くの裁判所がエクイティ上の権限を行使して、インジャンクションに付随して、認めてきたのである。

こうした付随的救済のうち、利益の吐出しを証券取引の分野で認めた最初の判例は、SEC v. Texas Gulf Sulphur Co. 判決 (312 F. Supp. 77 (S.D.N.Y. 1970))、以下 TGS 判決) である。その事実の概要は以下の通りである。

Texas Gulf Sulphur 社 (以下 TGS 社) は、カナダ東部で地質調査を行ない、ある場所で銅及び亜鉛について驚くべき高い濃度を検出した。同社が鉱石を掘り当てたとのうわさはカナダ中に広まり、新聞にも取り上げられたことをうけ、同社は、調査を行なっていることは認めるものの結果はまだ出ていない旨のリリースを出した (一九六四年四月一二日) が、その数日後に銅の発見を認める情報を公にした。同社の取締役、地質学者、弁護士等は、当該情報を公にするまでの数ヶ月の間 (一九六三年一月一二日から一九六四年四月一六日) に、TGS 社株式及びそのコール・オプションを大量に購入していた。SEC は、TGS 社及びその取締役並びに従業員に対して、当該行為が取引所法一〇条(b)項及び 10b-5 違反に該当するとして、インジャンクションと利益の吐出しを求めて、ニュー・ヨーク南部地区連邦地方裁判所

に訴えを提起した。

SECが求めた利益の吐出しは、明文で認められたものではなかった。というのも、本訴えの根拠となっている取引所法二二条(e)項(当時)というインジャンクションに関する条文は、以下のよう規定するからである——SECが、当該法令違反を構成する又はするであろう行為に従事している又は従事しようとしている者と判断した場合には、その裁量により、当該行為を禁止するためには連邦地方裁判所に訴訟を提起することができ、かつ、適切な証明に基づき、終局的又は暫定的差止命令、あるいは一方的緊急差止命令が与えられる——。しかし、裁判所は、先例を引用しエクイティ上の権限行使を正当化して、利益の吐出しを認めた。その先例とは、Porter v. Warner Holding Co. (328 U.S. 395 (1946))であり、それは付随的救済を認めた初期の判例が必ずと言っ

ていほど引用していた最高裁判所判例である。

Porter 判決は、「緊急下における価格統制法(Emergency Price Control Act of 1942)」の規定に違反して、戦時下で地代を請求し受領していた賃貸人に対して、価格統制当局の職員が同法二〇五条(a)項に基づいてインジャンクションと超過分の返金を求めた事案である。同法二〇五条(a)項は、ルールに違反して物品の販売等を行った、又は行おうとしている者に対して、一定の行為をなすことを禁ずる、又は一定の作為を命じる命令を求める根拠となる条文である。すなわち、同条は、インジャンクションを規定するものであり、違法に得た利得の吐出しを規定するものではないことから、後者が認められるかが問題となったが、裁判所は以下のように述べて、肯定する。

「…当局は同法によって違法とされている行為を禁じるために、及び同法に従わせるために連邦

地裁に訴えた。そのような「連邦地裁の有する」

管轄権は、エクイティ上のものである。制定法に矛盾する規定がない限り、連邦地裁に内在するエクイティ上の権限の全ては、その管轄権の適切で完全な行使のために利用可能である。公益のために手続きがとられている場合には、これらのエクイティ上の権限は、単なる私的な紛争が問題となつておるときよりも、より広く又より柔軟性を持つことになる (at 397-398)。「エクイティの管轄権の包括性は、明白で確固たる立法の委任がなくても否定も制限もされない。…エクイティの偉大な原則は、完全な正義を実現し、中途半端な結論や疑わしい公正に屈するべきではないということである (at 398)。」すなわち、Porter 判決は、連邦地裁は、制定法に矛盾する規定がない限り、エクイティ上の権限を有し、正義と公正の実現のためにそれを行使できることを宣言している

のである。

この Porter 判決は、その後のさまざまな判例でエクイティ上の権限行使を肯定する文脈で引用された。例えば、有名なものとして、この一四年後に同じく連邦最高裁判所から出された Mitchell v. Robert DeMario Jewelry, Inc. (361 U.S. 288 (1960)) がある (TGS 判決ではこれも引用している)。同判決は、「公正労働基準法 (Fair Labor Standards Act)」違反の未払いの賃金の支払を、労働大臣 (Secretary of Labor) によるインジャンクションを求める訴訟の中で、連邦地裁が認めることができるか、が問題となった事案であった。これに対して、最高裁判所は、Porter 判決の上記部分を引用し、賃借人に違法に得た地代を賃借人に返金するよう命じた法は、本判決でも妥当すると述べた。すなわち、Porter 判決で述べられた理念は、戦時下の法律であるか否か、又返

金を命ずる権限を明示的に認める文言があるか否かにかかわらず、否定されるべきではないとしたのである。そして、以下のように述べて、当該法令の政策を実現させるために未払いの賃金の支払を認めた——「議会は、規制立法の内容の禁止事項の執行をエクイティ裁判所に任せるとき、エクイティ裁判所は、制定法の目的にそった完全な救済を与える、歴史的なエクイティの権限を認識し行動するべきである。本裁判所が長い間認めてきたように、『立法の背後にある政策を実現するための管轄権がエクイティ裁判所には内在する』のである (at 291-292)。」——。

TGS判決は、これらの先例を引用してインジャンクション及び利益の吐出しを認めた。Porter・Mitchell判決は、規制当局が制定法には規定されていない利益の吐出し（超過分の返金・未払いの賃金の支払）をインジャンクションを認

める条文に付随して求め認められており、TGS判決の事案との高い類似性から、当該判決でエクイティの権限の行使を肯定することは容易と考えたのではないかと思われる。

しかし、Porter判決で問題となった緊急下における価格統制法と、TGS判決で問題となった取引所法のインジャンクションに関する条文の間には大きな相違が存在したことに留意しなければならぬ。それは、Porter判決の緊急下における価格統制法の条文は、インジャンクションと並んで、その他の命令 (other order) も認められるとされていた (“a permanent or temporary injunction, restraining order, or other order shall be granted…”) のに対し、TGS判決の取引所 permanent or temporary injunction or restraining order shall be granted…”)。すなわち、Porter判

決は、インジャンクション以外の“other order”

に利益の吐出しの命令を読み込むという解釈が採られて付随的救済が認められたが (398 U.S. at 399)、TGS判決ではそのような解釈はとれなかったということである (実際、被告はその点を主張していた)。しかし、連邦地裁は、そのような相違にはまったく触れず、エクイティという判例法上、付随的救済を与える権限が認められる、と述べたのである。

このように、TGS判決でも、立法府の意図は狭く解されたといえる。“other order”という、付随的救済を読み込むための文言があるうとなかろうと、歴史的に存在してきたエクイティの権限を連邦地裁が行使することで、利益の吐出しは認められたからである。もし議会が付随的救済といった明記されていない救済を一切否定したいのなら、その旨明らかにしておかなければならない、

ということである。

IV. 結びに代えて

日本であつたら、本稿で取り上げたような事案で明記されていない民事責任や付随的救済は認められるであろうか。認められることは困難であろう。なぜなら、前述の通り、日本は成文法主義の国であり、立法府が制定するまで法は存在せず、また、裁判所は立法府の作った法を解釈・適用するものと考えられているからである。すなわち民事責任も利益の吐出しも、法に明記されていないのだから、立法府はそれを与えることを意図していないとして否定される、と裁判所は解釈すると考えられる。

これに対して、米国では法に明記されていない場合には、立法府はそれを排除しようとしていた

かを裁判所は問い、明らかな排除の意図がなければ認める、ということを行ってきたのである。法の実現に対する強い信念と結び付いた判例法主義の強さはここにあり、米国における法の執行力の高さを支えているのだと思われる。

(注)

- (1) 17 C.F.R. 240.10b-5 (2010).
- (2) 田中[1980b]、五〇七頁。
- (3) 田中[1980a]、一二三頁。
- (4) 取引所法10条(b)項の下で黙示の訴訟原因が認められることについて、連邦最高裁判所も是認している。See Superintendent of Insurance of N. Y. v. Bankers Life & Casualty Co., 404 U.S. 6, 13 n.9 (1971), Ernst & Ernst v. Hochfelder, 425 U.S. 185, 196 (1976).

(参考文献)

- 田中英夫[1980a]『英米法総論上』、東大出版会。
田中英夫[1980b]『英米法総論下』、東大出版会。
Ellesworth John D. [1977], "Disgorgement in Securities

Fraud Actions Bought by the SEC", Duke L.J. Vol. 1977, pp. 641-670.

Farrand, James R. [1976], "Ancillary Remedies in SEC Civil Enforcement Suits", Harv. L. Rev. Vol. 89, pp. 1779-1814.

Hazen, Thomas Lee [2009], *The Law of Securities Regulation* (6th ed.), West Publishing.

(おとやむ ちひじ・当研究所研究員)